

## 現行基本指針 課題整理表

項目			標題	指針そのものの課題	指針を踏まえた施策や取組の課題	11 次指針での対応方向 (案)	
						指針	施策や取組
I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項							
I	第一	1	基本的な考え方	現指針後に成立した生物多様性基本法、COP10 愛知ターゲット等を踏まえた内容にする必要。 鳥獣保護に関しては、基本認識の切り口や問題提起について、特段の情勢変化は見られない。	施策や取組の一層の強化が必要	生物多様性基本法、COP10 愛知ターゲット等を踏まえた内容を加筆。	第二以降の各論で記載
		2	鳥獣保護事業をめぐる現状と課題				
		(1)	鳥獣保護管理	現状については時点修正(特定計画の数等)が必要。課題について、特段の情勢変化は見られない。		情報の更新	
		(2)	鳥獣保護区	現状の時点修正(国指定鳥獣保護区は増加、都道府県指定鳥獣保護区数が微減)が必要。 鳥獣保護区においても特定鳥獣の個体数調整に取り組むことについて記載が必要。		情報の更新とともに、左記内容を検討の上記載	
		(3)	鳥獣保護員				
		(4)	狩猟				
		(5)	国際的取組の状況	韓国との国際協力やラムサール条約湿地の登録状況について情報の更新が必要。		情報の更新	
		(6)	鳥獣の流通及びその管理	鳥獣の流通については、現状と課題に特段の情勢変化は見られない。 感染症については、口蹄疫発生を受		感染症についての記載の充実	

			け、「人獣共通」のみならず、家畜伝染病との関係についても課題の記載が必要。				
		3	鳥獣保護事業の実施の方向性				
		(1)	生物多様性の保全	鳥獣保護事業が適切に実施されなければ、シカの影響等により生物多様性が損なわれる可能性について記載が必要。	特にシカについては、在来の植生等に深刻な影響を与えており、対策の強化が必要である。	シカ等による生物多様性に対する影響等を記載。	管理体制の強化・事業実施が必要。
		(2)	人と鳥獣の適切な関係の構築				
		ア	特定計画による鳥獣の適切な保護管理		自治体によっては未作成の種がある。 特定計画に基づく個体数管理等の目標達成は困難な自治体が多い。また、広域的な取組、人材の育成等は十分進んでいない。		実効性のある特定計画とするための取組が必要。自治体からは予算的支援が求められている。
		イ	狩猟の役割とその適正化		狩猟者の減少傾向は続いている。		狩猟者育成・確保に一層の取組が必要。
		ウ	科学的・計画的な保護管理の進め方		科学的・計画的な保護管理が進んだ地域・種もあるが、まだ十分でない地域・種もある。		予算の拡充・体制整備等が必要。
		エ	科学的・計画的な保護管理を支える基盤の整備	記載されている考え方に変更はないが、狩猟者減少に対応した個体数管理の体制構築の必要性が高まっている。	組織体制の充実が図られている地域もあるが、まだ十分でない地域もある。	個体数管理の体制構築の必要性を記載。	
		(3)	地域住民の理解と協力、鳥獣保護事業の普及啓発				

		(4)	関係主体の役割の明確化と連携				
	第二	1	制度上の区分に応じた保護管理				
		(1)	希少鳥獣	H19-20 の狩猟鳥獣に関する検討会の議論を踏まえて修正が必要。			資源性、害性、持続性の観点から表現の修正。
		(2)	狩猟鳥獣				
		(3)	外来鳥獣				
		(4)	一般鳥獣				
		2	鳥獣の特性に応じた保護管理の考え方				
		(1)	広域的な保護管理が必要な鳥獣		広域指針の作成数も少なく（カワウ 2 地域、クマ 1 地域）、十分とはいえない。 国の関わりの整理、都道府県が指針策定に向かう契機となる支援措置の整備等が必要。		広域的な取組が必要な種・地域について広域指針の作成等の取組を進める。 予算や法的なメリット等の検討が必要。
		(2)	保護管理について特に配慮が必要な鳥獣				
		(3)	渡り鳥及び海棲哺乳類	②の海棲ほ乳類について、「地域個体群の存続を図る」について、種の存続の記載が必要。	海棲ほ乳類の保全に必要な科学的データの収集が十分とはいえない。	「種及び地域個体群の存続を図る」と修正	引き続き海棲ほ乳類の保全に必要な科学的データの収集に努め、保

							護管理方策の充実を図る。
		3	鳥獣保護に関する調査研究の推進		一層の調査研究・体制の整備が必要。		一層の調査研究・体制の整備を図る。
	第三		特定計画制度の推進				
		1	広域的な鳥獣保護管理				
		(1)	広域的な鳥獣保護管理の考え方				
		(2)	技術マニュアル等の整備	実態に合わせて、「マニュアル」を「ガイドライン」と修正。			「マニュアル」を「ガイドライン」と修正。
		(3)	特定計画の実施状況に関するフィードバック		※ 都道府県に対し、特定計画の実施状況等に関する調査を実施し、次回小委員会までに結果を提示する。		
		2	地域における取組の充実				
		(1)	実施計画の作成の推進		※ 次回小委員会までに提示		
		(2)	実施計画に基づく保護管理の推進	現状を踏まえて、効果的な個体数調整の手法、体制整備の充実等について記載が必要。 鳥獣保護区においても個体数調整に取り組むことについて記載が必要。	※ 次回小委員会までに提示		左記内容を検討の上記載。
		3	休猟区における特定鳥獣の狩猟の特例制度の活用		※ 次回小委員会までに提示		
		4	入猟者承認制度		※ 次回小委員会までに提示		
	第四		人材の育成・確保				
		1	鳥獣保護管理に関わる人材				

		(1)	の確保 基本的な考え方	捕獲従事者の確保・育成の強化について記載が必要。	一部地域においては人材の育成が図られているが、全国的には十分とは言えない。	左記内容を検討の上記載。	人材育成・確保の一層の推進を図る。 予算措置、制度の見直し等が必要。
		(2)	確保を図るべき人材等	確保を図る対象等について、人材育成事業の表現に合わせる必要。		表現の修正。	
		2	研修等による人材育成				
		(1)	国が実施する研修の基本的な考え方		ニーズの把握、関係機関・部署間の一層の連携等を図り、研修体制の強化が必要。		研修の一層の推進を図る。 予算の充実が必要。
		(2)	地域的な視点からの研修の基本的な考え方		※ 都道府県に対し、研修の実施状況等に関する調査を実施し、次回小委員会までに結果を提示する。		
		(3)	研修内容及びその普及の基本的な考え方				
	第五	1	鳥獣保護区の指定及び管理				
		(1)	鳥獣保護区の指定及び管理の考え方		指定計画の考え方が明確に示されていない（局長通知）。 ラムサール条約の潜在候補地公表を踏まえて、より一層ラムサール条約湿地の登録を推進する必要。		指定方針の見直し（H23中）において指定計画の考え方を整理。 ラムサール条約湿地の登録推進。

	(2)	保護に関する指針の充実		保護に関する指針等に基づく計画的な管理や十分な巡視が行えていない鳥獣保護区もある。		計画的な管理を行う必要。 巡視経費等の充実が必要。
	2	鳥獣保護区における保全事業の推進		生息環境の変化（悪化）の状況把握が十分に行われていない。		生息環境の状況把握を行う必要。
	3	環境教育等の推進		一部の鳥獣保護区を除いては、環境教育等への活用は十分に図られていない。		環境教育等への活用の検討・実施を行う必要。
第六		狩猟の適正化				
	1	基本的な考え方		狩猟事故や違法行為、マナーの低下等については依然として報告あり。		指導の徹底等。
	2	狩猟者の資質向上のための免許試験及び講習の充実	「人獣共通感染症」を「感染症」に修正が必要。			
	3	網猟とわな猟の適切な実施				
	4	狩猟者の確保		狩猟者の減少対策の強化が必要。		狩猟者育成・確保に一層の取組が必要。
	5	鳥類の鉛中毒の防止		確実な実施に向けた狩猟者への普及の強化が必要。		指導の徹底等。
第七		傷病鳥獣の取扱	既存の記載に加え、 ・感染症対策の強化 ・収容すべき鳥獣種の選定の必要性等について加筆が必要。	現場での体制が十分でなく、関係機関の役割も明確にできないことが多い。	左記内容を検討の上加筆。	関係機関等が連携しながら対応。
第八		鳥獣の安易な餌付けの防止	既存の記載に加え、感染症との関係について加筆が必要。	餌付けの意義、目的が不明確なまま餌付けが行われており、餌	左記内容を検討の上加筆。	餌付けの意義、目的を明

					付けの考え方の整理が必要。 正確な知識の普及啓発が必要。		確にした上で 行う必要。
第九		国際的取組の推進	基本的な考え方の修正を踏まえて、情 報を更新する必要。		施策や取組の一層の強化が必要。 要。	文言の修正	
第十		人獣共通感染症への対応	H20 より、鳥インフルエンザマニ ユアルに基づいてサーベイランスを実 施していることについて記載が必要。 口蹄疫等の家畜伝染病との関係につ いても整理が必要。 タイトルは「人獣共通」を削除。		鳥インフルエンザ以外の感染症 については、対応方針が明確に なっていない。	左記内容を検 討の上加筆。	感染症への対 応方針を検 討。関係省庁 との連携強 化。
第十一		関係主体との役割の明確化 と連携					
	1	関係主体ごとの役割					
	(1)	国の役割					
	(2)	地方公共団体の役割	鳥獣被害防止特別措置法について加 筆が必要。 ※ 現在、特措法に基づき、1,085 の 市町村が被害防止計画を作成（22 年 度予定も含む）。			左記内容を検 討の上加筆。	
	(3)	事業者、市民、民間団体、専 門家等の役割					
	2	関係主体の連携					
	(1)	鳥獣保護事業計画					
	(2)	特定計画等					
	(3)	地域に根ざした取組の充実					
第一二		その他鳥獣保護事業の実施 のために必要な事項					
	1	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣			放鳥についての情報収集・分析、 効果的な取組の促進は進んでい		取組を検討す る。

					るとは言えない。		
		2	国の鳥獣捕獲許可の許可基準				
		3	輸入鳥獣の取扱の適正化				
		(1)	特定輸入鳥獣の指定の考え方				
		(2)	特定輸入鳥獣の取扱				
II 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項							
II	第一		鳥獣保護事業計画の計画期間	次期計画期間の記載。		平成 24 年 4 月 1 日から 29 年 3 月 31 日までとする。	
	第二		鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項				
		1	鳥獣保護区指定の目的と意義				
		2	鳥獣保護区の指定方針	狩猟圧をかけられないことによる鳥獣被害の拡大により、鳥獣保護区の指定が難航している実態を受け、猟期中の有害鳥獣捕獲・個体数調整の適切な実施による鳥獣保護区指定促進の検討が必要。	都道府県指定鳥獣保護区は減少傾向。特に、生息地回廊の保護区は進んでいない。	左記内容を検討の上加筆。	
		3	鳥獣保護区の指定区分及び指定基準				
		4	特別保護地区の指定				
		5	特別保護指定区域				
		6	休猟区の指定	農林業被害等関係から期間満了後の指定の取扱いについて修正が必要。		左記内容について修文	



	7	鳥獣保護区の整備等				
第三		鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項				
	1	鳥獣の人工増殖	(1)希少鳥獣については、「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針（以下、生息域外保全基本方針とする）」（H21.1 公表）に沿って実施されるべき。		・生息域外保全基本方針に則して実施する旨を記載。	
	2	放鳥獣等	(2)希少鳥獣等については、用語の適正化を図る必要。		・「再導入」を「飼育繁殖個体の野生復帰」とする。	
第四		鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項				
	1	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定				
	2	学術研究を目的とする場合				
	3	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可対象者として個人を明記。</li> <li>許可対象者について、原則（狩猟免許の所持）外の取扱いを明記（1303 特区（有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認）の全国展開、中小型鳥獣の一定区域での捕獲等）。</li> <li>体制整備として特措法を踏まえ修文</li> </ul>		関係箇所を修文。	

		4	特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>空気銃の性能の向上による止めさしへの活用の検討。</li> <li>許可対象種の整理（カワウ等）。</li> <li>期間について、通年も可能なことを明記。</li> <li>空気銃の性能の向上による止めさしへの活用の検討。</li> <li>1303 特区（有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認）の全国展開。</li> </ul>			期間の書きぶり修正。	
		5	その他特別の事由の場合	愛玩飼養目的での捕獲許可を認めるべきでないとの意見がある。	愛玩飼養目的での捕獲許可が密猟を助長しているとの意見がある。		左記内容について検討。	取締りの強化が必要。
	第五		特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項					
		1	特定猟具使用禁止区域					
		2	特定猟具使用制限区域					
		3	猟区					
	第六		特定計画の作成に関する事項					
		1	計画作成の目的					
		2	対象鳥獣					
		3	計画期間					
		4	対象地域					
		5	保護管理の目標					
		6	保護管理事業					
		7	計画の記載項目及び様式	地方分権一括法による改正に基づき修正。			その他事項の取扱を追記	

		8	計画の作成及び実行手続	地方分権一括法による改正に基づき修正。		公聴会の取扱いを修正	
		9	計画の見直し				
		10	計画の実行体制の整備	集落管理（地域の理解・協力の部分）について加筆。		左記について追記	
	第七		鳥獣の生息の状況の調査に関する事項				
		1	鳥獣保護対策調査				
		2	鳥獣保護区等の指定・管理等調査				
		3	狩猟対策調査				
		4	生活環境、農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす鳥獣に係る対策調査				
	第八		鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項	（Iに関する議論をもとに検討）			
		1	鳥獣の保護思想についての普及等				
		2	野鳥の森等の整備				
		3	愛鳥モデル校の指定				
		4	安易な餌付けの防止	既存の記載に加え、感染症予防について加筆。I 第八に基づき適切な餌付けについて記載	餌付けの意義、目的を明確にした上で行う必要。	左記内容を検討の上加筆。	地域の実情にあった餌付けの必要性の検討。
		5	法令の普及の徹底				
	第九		鳥獣保護事業の実施体制に関する事項	（Iに関する議論をもとに検討）			
		1	鳥獣行政担当職員				

		2	鳥獣保護員				
		3	保護管理の担い手の育成				
		4	鳥獣保護センター等の設置				
		5	取締り				
		6	必要な財源の確保				
	第十		その他鳥獣保護事業の実施 のために必要な事項	( I に関する議論をもとに検討)			
		1	鳥獣保護事業をめぐる現状 と課題				
		2	鳥獣の区分と保護管理の考 え方				
		3	地形や気候等が異なる特定 の地域についての取扱				
		4	狩猟の適正管理				
		5	指定猟法禁止区域				
		6	鳥類の飼養の適正化				
		7	販売禁止鳥獣等				
		8	傷病鳥獣救護の基本的な対 応				
		9	人獣共通感染症への対応				